# 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号: 14701 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2012~2014

課題番号: 24531004

研究課題名(和文)キャリア教育・キャリアガイダンスにおけるデマケーションに関する実証的研究

研究課題名(英文)An empirical study for demarcation in career education and career guidance

研究代表者

佐藤 史人(SATO, Fumito)

和歌山大学・教育学部・教授

研究者番号:80324375

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文): 教員免状制度「職業指導」は他の校種・教科とは異なる成立要因を持っていた。それは戦後の教員免許状の一つとして、元来中・高校の「職業指導」は教科ないしそれに準ずるものと位置づけられていた。このことは、戦後の教育理念に基づくことと同時に、戦前から独自の役割を担っており、他の教科とは異なっている。それ故にその後の教育の教育内容や卒業後の進路状況の変化によって、職業指導を機能不全とし、その機能や教育的価値は見過ごされることとなった。さらに、現代におけるキャリア教育の必要性はこれを担当する教職員の専門的能力を要請するものの、「職業指導」免許状の趣旨が活かされない状況を発生させている。

研究成果の概要(英文): This study examines the process of organization of "vocational guidance," a kind of teacher's certificate legislated by the Educational Personnel Certification Law, in order to receive suggestions for the way of career education and guidance in the schooling in Japan. The conclusion is as follows. "Vocational guidance" has been regarded as one of teachers' certificates or equivalent license after the World War II. This legal status is based on the educational ideals in democracy. However, "vocational guidance" has been taking the unique role as before the World War II. Because of the changes of the educational content and the students' future courses after graduation, it has not functioned and has been overlooked. The current needs for career education and guidance require the professional abilities of teachers for "vocational teachers."

研究分野: 職業教育学

キーワード: 職業指導 キャリア教育 キャリアガイダンス 進路指導 職業教育 中等教育 教員免許状

## 1.研究開始当初の背景

本研究がスタートする直前の 2011 年時点では、文部科学省と厚生労働省の発表によれば、大学生の就職率が 91.1% (同年 5 月の暫定値)高校生の内定率(同年 3 月)が 93.2%となっており、依然厳しい状況であった。リーマン・ショック以来の若者の就職難は、景気の減退や国際化に伴う企業の海外進出などの産業社会の変化によるものはもちろん、特に高校生の就職においてはいわゆる「一人一社制」や「学校長推薦」など独自の制度が崩壊ないし変容するなどの求人 - 就職システムの変化に起因することも指摘できる。

こうした事態に対応するために、2011年1 月に中教審答申「今後の学校におけるキャリ ア教育・職業教育のあり方について」が出さ れた。この答申の特徴はいくつか指摘できる が、重要な点の一つは若者の学校から社会へ の移行を円滑に進めるために、特に後期中等 教育と高等教育におけるキャリア教育・職業 教育を充実させ、実際の進路選択とりわけ就 職への実績に効果をもたらすことを企図し ていることにある。さらに注目できるのは、 これまでの「職業観・勤労観」などの子ども の内面に働きかける取り組みが主であった キャリア教育と「特定又は一定の職業に関す る知識・技能・態度等」など子どもの外的側 面や能力形成をねらいとした職業教育の2 本立てに明確化されたことである。大学生の キャリア教育に関しても、大学設置基準の改 正によって職業指導・キャリアガイダンスの 義務化がなされるなど事態が進行している。 いずれにしても若者の職業生活への導きは、 個人の権利保障と社会のマンパワーの両側 面において必要であり、昨今の状況において は喫緊の課題であることは明白である。

このようにキャリア教育・職業教育は、第一に「観」の育成:心理的側面、第二に職業の知識・技能・態度:能力形成側面の2つの取り組みで進展しつつある。その一方で、第三の課題として、これを「誰が担うのか」つまり人的リソースの課題に関して、検討すべき段階に来ていた。

#### 2.研究の目的

戦後の学校による職業斡旋は、学校及び教 職員の機能・役割を超える(逸脱する)行為 として当初は全面禁止となり、戦後の職業安 定法成立時にも国会等で議論になった。(柴 田俊輔:2011 年度日本教育学会発表)しかし、 「学校外の施設・機関の専門職員」による 英・独・仏国型や「専門の職業カウンセラー」 による米国型とは異なり、日本の学校におけ る職業斡旋は、いわば独自の慣行・制度とし て定着した経緯がある。現今の高校生に対す る職業紹介の担当者(大学生の職業紹介制度 は学校に限定されないのでやや事情が異な るが、それでも最近はキャリアセンターを 拡充して対応している。) が職業斡旋業務を 代行・代替していることは、専門用語でいう 「デマケーション」問題であり、これは教育 学研究として十分取り上げられてはこなかった。たとえば中・高校の場合でいえば、本来専門的職務である職業斡旋を教育職として「進路指導主事」は必置の職員ではない(学校法施行規則第71・104条)こと、中・高校の教員免許状に「職業がほとんど無いことなどが現実にある。こが教員免許法の成立過程研究や職業にあるこが、教育目的・内容論等の蓄積は柿沼昌芳の研究(「職業程年報 2004)などごく少数に留まり、十分ではない。

大学の場合は、中には東北大学のように、職業安定法制定直後の1949年に「職業紹介事務規程」を定めた場合も見られるが、就職活動は大学生個人の責任において実施されるため、就職支援はいわゆる「学生課」等の業務の一環・一部としてのみ補助的に存在のまでは大学生の就職難が義務化では大学生の就職支援のもったが現在では大学生の就職支援のもったが表しており、これはいずれるまでに至っている。そのため就職支援の担当部局は独立・拡充しており、これを担当の大学においてもみられる。しかし、中担当する人材の能力や資格などの検討はされている。

2010 年度の文部科学省「大学生の就業力 育成支援事業」(いわゆる就業力育成 GP)は 全国で 180 校の採択(予定の 130 校を超え て ) 47 億円 (2010 年度予算 ) が実施され ている。財政難や事業仕分けにも拘わらず実 施されることは事の重大性を反映している ともいえるが、各大学の取り組みにおいて最 も費用をかけているのがこの事業を担う担 当者・講師への雇用・謝金等の人件費である。 政府による事業仕分けの是非とは別に、これ だけの教育費をかける事業の教育学的評価 として、大学のキャリア教育・キャリアガイ ダンス担当者のデマケーションを実証的に 検証する必要がある。さらに大学のキャリア ガイダンス・職業指導の義務化は、教育内容 への介入とも見なすことができ、大学の独立 性に関わる重要な教育学研究のテーマでも ある。

本研究では、大学・高等学校・中学校等におけるキャリア教育・キャリアガイダンス等における専門職としての制度・機能・職域・職務内容等の「デマケーション」の問題を総合的に解明することを目的とする。

### 3.研究の方法

上記の研究目的を達成するために、以下の 研究課題を設定した。

「進路指導主事」・「職業指導」の設立経緯: 【教育法・制度研究】

学校法や教育免許法に規定されるこれらの制度の設立の経緯とその後取り扱いの実態について、地域や規模などの指標に基づいて、実証研究を実施した。

学校のキャリア教育・キャリアガイダンス の実態調査:【教育実践の調査研究】

学校における進路指導を担うことを想定した担当教員の職務内容・経歴・専任採用の有無などを「職業指導」の免許制度の趣旨に照らし合わせて、事例調査し、その特徴を解明した。

学校教育現場における進路指導の実態: 【教育実践の事例研究】

学校教育現場における進路指導の実態に 関して、若干の事例に基づき検討した。

## 4. 研究成果

上記の課題 に関しては、佐藤史人「中等教育段階における教員免許状「職業指導」に関する研究」(和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 24 2014 年)に報告済みである。その概要を以下に示す。

現在と同じく戦前においても学校卒業後 の進路、とりわけ就職の必要性から学校及び 教員による就職紹介・斡旋行為は常態化され ていたことが明らかになっている。元来、職 業指導は失業者対策としての社会政策の側 面が強く、労働・厚生行政との関連が無視 できない。特に 1930 年頃には青少年の就職 希望者が激増する情勢となり、職業紹介機関 はこれへの対応が求められるようになる。具 体的には、1930年7月に内務省社会局社会部 長と文部省社会教育局長の共同通達が出さ れ、学校及び職業紹介機関の連携が目指され た。社会におけるその必要性から、教員養成 においても「職業指導」が取り扱われること となった。1931年の師範学校教授要目改正に あたって、教育学のうちに「教育指導及ビ職 業指導」が位置づけられた。さらに 1942 年 の同改正では独立の項目として「職業指導」 が教育内容として位置づけられた。このよう に教員養成においても「職業指導」が重視さ れ始めたことによって、その意義や役割が他 の分野にも波及・影響することとなる。職業 指導の必要性が社会的に重要であると認識 され、学校教育における位置づけも次第に大 きくなっていった。

戦後の教員養成研究では山田昇の研究が 知られており、その中では教員免許制度創設 の過程として文部省における教員免許法の 準備過程が整理されている。文部省による 「教員免許法基本要綱案」は 1947年 10月 29 日付けで、さらに「教員の免許状の種類案」 も 11 月 1 日付けでまとめられている。「種類 案」を詳しく検討してみると、中学校の教科 としては、「職業」が示されているけれども、 「職業指導」は見当たらない。また、高校は 「実業科科目」としては、「工業」「商業」「水 産」「家庭」が示されているけれども、やは り「職業指導」は見当たらない。戦前からの 経過の中で、職業指導の重要性が認知され、 教育内容として位置づけられていたにも拘 わらず、この時期にはそれが教員免許法の対 象教科とは見なされていなかったことがわ かる。ところが、1949年5月に制定される実 際の「教育職員免許法」及び「法施行法」の 内容には、大きな変更が見受けられる。中学 校の教科として「職業」とは別に「職業指導」 が独立しており、さらに「職業実習」も独立 した教科とされた。高校の教科も「職業指導」 が単独の教科とされた。こうした法内容の変 更の経緯については、なお調査が必要ではあ るが、先の「教員免許法基本要綱案」と「教 育職員免許法」との変化はわずか1年半ほど の期間に起こっており、戦後の教育理念とは 無関係に職業指導の重要性に基づく教科化 が企図されていたことになる。このことは、 戦後の免許状制度における「職業指導」が他 の校種・教科とは成り立ちが異なることを示 している。民主主義教育の理念に基づく子ど もの職業選択の自由や社会的自立の保証に 関 わって、学校における職業指導 (Vocational Guidance)は重要な役割を担 うものと位置づけされた。「免許状主義」「公 開制」等を特徴とした戦後の教員免許状制度 にもその反映がみられ、中学校及び高等学校 の教員免許に「職業指導」が創設された。戦 後の免許制度では、中・高校において教科担 任制を基本とし、教員免許もこれに対応して 各教科を基本に種類が決められている。ここ では「職業指導」も教科の一つとして構想さ れていたことが同制度の設立経緯から看取 できる。

以上のような経緯により構想された中・高 校「職業指導」ではあったが、その後の教育 現場における職業指導の実態にはこれを十 分活かすことができなかった。戦後の学習指 導要領において中・高校には「職業指導」が 教科として教育課程に位置づけられず、現在 までこれが継続している。さらに職業指導に 関して、本来は職業斡旋を専門職とする教職 員を措置するべきであったが、実際には教育 職である教諭を「進路指導主事」として充当 し、しかもこれは必置の職員としなかった それに伴って教員採用の実績がほとんど無 いことも明らかになっている。さらに戦後の 学校教育においては、中学校卒業後の進路が 1974 年には高校進学が 90%を超えたことに よって、中学校における職業指導はほとんど 進学指導に切り替わったという実態もある。 これに対応するように「職業指導」は「進路 指導」に取って代わり、中・高校における職 業指導はいわばその機能を十分果たしてこ なかったといえる。

以上をまとめると、戦後教育の理念を実現させるための制度として整備された教員免状制度において、「職業指導」は他の校種・教科とは異なる成立要因を持っていた。その特徴は以下のようになる。

第一に、戦後の教員免許状の一つとして、中・高校の「職業指導」は教科ないしそれに準ずるものと位置づけられていた。第二に、「職業指導」の教科ないしそれに準ずるものに位置づけたことは、戦後の教育理念に基づくことと同時に、戦前から独自の役割を担っ

ており、他の教科とは異なっている。それ故にその後の教育の教育内容や卒業後の進路状況の変化によって、職業指導を機能不全とし、その機能や教育的価値は見過ごされることとなった。第三に、現代におけるキャリア教育の必要性はこれを担当する教職員の専門的能力を要請するものの、即時的対応により、「職業指導」免許状の趣旨が活かされない状況を発生させている。

3.研究の方法に示した課題 に関しては、 井上真求・佐藤史人「中学校・高等学校教諭 免許状「職業指導」に関する発行等状況の実 態調査研究」(和歌山大学教育学部紀要教育 科学第63集2013年)に報告済みである。そ の概要を以下に示す。

新規学卒者の就職難が社会問題化し、この 分野への関心や実質的な効果を期待する機 運が高まっているが、高卒者へのいわゆる進 路指導は、本来各教科の担当である教員が個 人的努力などの上に職業斡旋にまで対応し ている我が国固有の仕組みとして成り立っ ている。高校生へのキャリア形成や高卒者へ の就職支援に実効ある取り組みをするため には、これまでの実績を客観的に検証し、現 実社会に適応するための質的な改善をする とともに、制度や運用方法などの見直しの検 討が必要であろう。そこで、中学校・高等学 校教諭免許状の一つである「職業指導」に関 する実態調査として、現在の教員採用状況や 免許状保有教員の割合、課程認定を受けてい る大学・学部等に関する調査を行い、若干の 特徴を明らかにした。

「職業指導」免許状に関する取得・採用実態や課程認定を受けた大学・学部等における教育課程の実態を分析した結果、以下3点が指摘できる。第一に、「職業指導」免許状に関して2012年度は、取得者数が少ないこと、

当該免許に関する教員の募集および採用 が全く無いこと、 現職教員における当該免 許保有者割合が極めて低いこと、以上3点か ら「職業指導」が他の校種・教科に比べて、 極めて異例の状況にある。第二に、免許法施 行規則において、「職業指導」は中学校およ び高等学校普通免教科として位置づけられ ている。しかし、「国語」や「数学」などの 教科と異なり、学習指導要領に規定される教 科としては存在していないことに特徴があ る。一方、養護教諭免許状や栄養教諭免許状 は、免許法や学習指導要領において教科とし て規定されていない。さらに、学校のいわゆ る授業における教育としての扱いもない。し かし、学校の校務分掌ないし教育活動におい て当該免許が必要となる職務内容が存在し、 専門の能力が求められているので、独自の免 許が設定されている。「職業指導」は、免許 法に規定されている位置づけでみれば他の 教科と同様であるが、学校教育現場において は、むしろ進路指導などの教育活動にかかわ る教職員が必要とする免許であると考えら れる。しかし、「進路指導主事」という「充

当職」はあるものの、必ずしもこれは「職業指導」免許状取得を資格要件とはしていない。このように、「職業指導」免許状は、特殊な位置づけとなっている。第三に、「職業指導」の課程認定を受けている大学・学部等の教育課程において、学科や担当教員の専門性によって講義科目およびその内容の傾向が異なっていることがいえる。

さらに、3.研究の方法に示した課題 に関しては、島津敦美・佐藤史人「和歌山県立有田中央高校におけるカリキュラムの特徴に関する研究 総合学科福祉系列に着目して」(和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 No.23 2013年)及び佐藤史人・島津敦美「総合学科の教育課程における福祉教育の特殊性に関する研究」(和歌山大学教育学部紀要 教育科学 第65集 2015年)に事例分析及びその結果による特徴を解明している。

#### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### 〔雑誌論文〕(計4件)

島津敦美・<u>佐藤史人</u>「和歌山県立有田中 央高校におけるカリキュラムの特徴に関 する研究 総合学科福祉系列に着目して (和歌山大学教育学部教育実践総合セ ンター紀要 No.23 査読無 pp.143-149 2013 年)

井上真求・佐藤史人「中学校・高等学校 教諭免許状「職業指導」に関する発行等 状況の実態調査研究」(和歌山大学教育学 部 紀 要 教 育 科 学 第 63 集 査 読 無 pp.149-156 2013 年)

佐藤史人「中等教育段階における教員免許状「職業指導」に関する研究」(和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要24 査読無 pp.149-152 2014年)佐藤史人・島津敦美「総合学科の教育課程における福祉教育の特殊性に関する研究」(和歌山大学教育学部紀要 教育科学第65集 査読無 pp.101-108 2015年)

## [学会発表](計2件)

井上真求・<u>佐藤史人</u>「中学校・高等学校 免許状「職業指導」に関する実態調査」 日本産業技術教育学会近畿支部第 28 回 大会 2012 年 12 月 9 日和歌山大学 佐藤史人「中等教育段階における教員免 許状「職業指導」に関する研究」日本産 業技術教育学会近畿支部第 29 回大会 2013 年 12 月 1 日兵庫教育大学

### 6. 研究組織

#### (1)研究代表者

佐藤史人(SATO Fumito) 和歌山大学・教育学部・教授 研究者番号:80324375